【様式】●再委託先又は共同実施先を含む、大学等以外の各実施機関が提出●

別添7

会社案内・事業報告書・財務諸表の送付状

２０○○年○○月○○日

|  |  |
| --- | --- |
| 提案テーマ名 | ○○○○の研究開発 |
| 機関名 | 株式会社○○○○（法人名） |
| 企業の種別（該当する□を■にしてください） | □大企業 |
| □中堅企業 |
| □中小・ベンチャー企業（業種情報を記載ください）＜業種情報＞※（大分類）　Ｅ　製造業（例）（中分類）　16　化学工業（例）（小分類）　163　有機化学工業製品製造業（例） |

※1：「業種情報」は、総務省のホームページで記される日本標準産業分類とし、下記リンクの分類とします。

https://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

※2：業種情報は大・中・小分類とし、番号と業種名を記載してください。

※3：複数の業種が考えられる場合は、主たる業種を１つのみ記載してください。

1. 会社案内を（該当する□を■にしてください）

□提出します

□提出しません　⇒　送付しない理由を記入してください。（該当する□を■にしてください）

　　　　□ホームページに掲載されているため（URLを記載してください）

URL：[https://\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*](https://*************)

　　　　□提出先のＮＥＤＯ新領域・ムーンショット部と過去１年以内に契約があるため

 （該当契約番号とテーマ名（契約名・小項目）を記載してください）

契約管理番号：○○○○○○○○-０

テーマ名：○○○○○○○○

1. 直近の事業報告書を（該当する□を■にしてください）

□提出します（大企業ないし中堅企業は直近１期分、中小・ベンチャー企業は直近３期分）

事業報告書に準ずる書類を提出する場合

［書類名称：○○○○○○○○○○○○○○］

□ホームページに掲載されているため送付しません（URLを記載してください）

URL：[https://\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*](https://*************)

1. 直近の財務諸表を（該当する□を■にしてください）

□提出します（大企業ないし中堅企業は直近１期分、中小・ベンチャー企業は直近３期分）

財務諸表に準ずる書類を提出する場合

［書類名称：○○○○○○○○○○○○○○］

□ホームページに掲載されているため送付しません（URLを記載してください）

URL：[https://\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*](https://*************)

*以下のページは提出時に削除してください。*

（参考）分類に関する説明

大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は以下の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができ、設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

中堅・中小・ベンチャー企業の定義

中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注１）、かつ、直近過去3年分の各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第２条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種 ※１ | 資本金基準 ※２ | 従業員基準 ※３ |
| 製造業、建設業、運輸業等（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |

※1　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

２．１．のほか、産業技術力強化法施行令第６条三号ハに規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注２）が１，０００人未満又は売上高が１，０００億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

・試験研究費等が売上高の３％以上又は研究者が２人以上かつ全従業員数の１０％以上であること。

・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注１）次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業（注３）の所有に属している企業

・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業（注３）の所有に属している企業

・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されている企業。

（注２）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（注３）大企業とは、（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（参考）会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法３３７条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。